

	点検項目	令和３年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	機構の事務連絡や学生支援系機関内ポータルサイトを用いて行われた。	引き続き機構の事務連絡や学生支援系機関内ポータルサイトを用いて意識啓発を行った。	
2	定期的（２ヶ月に１度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	下記の通り、年10回いじめ対策委員会を実施した。	引き続き、定期的（２ヶ月に１度）にいじめ対策委員会を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議している。	
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和３年度は保護司の方を招き、研修を行った。（Teamsにて開催）	R5年2月に実施予定。	
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ対策委員会にて審議された活動計画は、議事概要として全教職員に公開した。	引き続きいじめ対策委員会にて審議された活動計画は、議事概要として全教職員に公開し、いじめ対策委員会の存在意義を定着させている。	
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	いじめ対策委員会にて審議された活動方針は、議事概要として全教職員に公開した。	引き続きいじめ対策委員会にて審議された活動方針は、議事概要として全教職員に公開している。	
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	気になる様子があった場合は、いじめ対策委員会にて報告し、共有されていた。	引き続き気になる様子があった場合は、いじめ対策委員会にて報告し、共有するよう呼び掛けている。	
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	本校における「いじめ対策委員会」が、重大事態の調査を実施する機関として設置されており、定期的なアンケート調査、学級担任面談、学生相談室によるカウンセリング等で、いじめの把握に努めている。	引き続き定期的なアンケート調査、学級担任面談、学生相談室によるカウンセリング等で、いじめの把握に努めている。	
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	案件があった際、学生の実態や指導の経過等をいじめ対策委員会を都度実施し、共有していた。	引き続き案件があった際、学生の実態や指導の経過等をいじめ対策委員会を都度実施し、共有している。	
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	いじめ対策委員会にて、令和３年度の活動方針の反省と申し送り、令和４年度の活動方針を定めた。	R4年度の活動方針に沿って検証している。	
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年４回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	ここからだのアンケート、高専生活のアンケートと共に実施し、回答内容はいじめ対策委員会にて共有された。	引き続き実施している。	
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	委員の相談室長がカウンセラーからの情報を得るようにしている。	引き続き、委員の相談室長がカウンセラーからの情報を得るようにしている。	
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	全学生の実施が時間割の関係で難しいため毎年1年生のみに実施している。	1年生に実施したほか、全学生を対象にSNS使用に関する注意喚起を行った。	令和4年10月
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	掲示物等での周知及び1年生にはいじめ防止等に関する講演会を実施した。	引き続き、掲示物等で周知を行い、1年生にはいじめ防止等に関する講演会を実施した。	令和4年11月
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	掲示物等での周知及び1年生にはいじめ防止等に関する講演会を実施した。	引き続き、掲示物等で周知を行い、1年生にはいじめ防止等に関する講演会を実施した。	令和4年11月
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	保護者向けの学校だより「鶴望」で周知している。	引き続き、保護者向けの学校だより「鶴望」で周知している。	
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	学生主事が主体となり、必ず、双方の保護者に学校から連絡し、対応方針を説明している。	引き続き、学生主事が主体となり、必ず、双方の保護者に学校から連絡し、対応方針を説明している。	
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	例年運営諮問委員会にて説明を行っているが、コロナウイルス感染症の影響により、実施できていない。	外部の有識者等で構成される会議（運営諮問委員会）にて説明を行う予定である。	令和5年2月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	犯罪行為に該当すると疑われる場合は、直ちに警察等と情報を共有する。	引き続き、犯罪行為に該当すると疑われる場合は、直ちに警察等と情報を共有を徹底している。	